金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)

->三 (略)	
した書面により、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。	した書面により、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。
の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載	の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載
「行おうとする者(以下この条において「届出者」という。)は、次	行おうとする者(以下この条において「届出者」という。)は、次
号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を	号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を
3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十七	3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十七
2 (略)	2 (略)
二十一~二十七 (略)	二十一~二十七 (略)
	た者(同号に掲げる業務を行う場合に限る。)
	条第一項第一号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受け
た者(同項第二号に掲げる業務を行う場合に限る。)	た者 (同号に掲げる業務を行う場合に限る。) 及び同法第七十一
条第一項第二号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受け	条第一項第一号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受け
二十 都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) 第二十九	二十 都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) 第二十九
十九 (略)	
庁長官が指定する者に限る。	庁長官が指定する者に限る。
は金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融	は金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融
に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者について	に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者について
第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次	第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次
(適格機関投資家の範囲)	(適格機関投資家の範囲)
改正前	改正後

4~12 (略)	ハ~へ (略)	口代表者の役職名及び氏名	イ (略)	四 第一項第二十七号に掲げる者に係る届出者 次に掲げる事項
4~12 (略)	ハ~へ (略)	ロ代表者の役職及び氏名	イ (略)	四 第一項第二十七号に掲げる者に係る届出者 次に掲げる事項